

広島県の貝毒対策について

広島県海域における貝類の毒化状況を検査し、毒化した貝類の流通及び衛生上の危害の未然防止を図っています。

1 検査項目及び検査対象

- (1) 麻痺性貝毒 カキ, アサリ, ムラサキイガイ
- (2) 下痢性貝毒 カキ, アサリ, ムラサキイガイ

2 検査海域及び検体採取地点

別紙「検体採取地点一覧図」参照

3 検査頻度

3月, 4月に月2回以上, 5月, 10月及び11月に月1回以上。

なお, 3月から5月, 10月及び11月以外であっても, 必要と認められるときは検査を実施する。

4 検査結果に応じた措置

検査の結果, 規制値(※1)を超えた場合は次のとおり行う。

- (1) 出荷の自主規制を指導する。
- (2) 生産者以外の者の採捕や摂食等による衛生上の危害の発生を防止するため, 報道機関への情報提供及びHP等により広報し, 周知に努める。
- (3) 行政検査の結果が一定量(※2)以下となるまでの間, 原則週1回貝毒検査を行う。
- (4) 貝毒検査にあわせて, 貝毒原因プランクトン調査を原則週1回行う。

※1 規制値：麻痺性貝毒は可食部1グラム当たり4MU

下痢性貝毒は可食部1キログラム当たり0.16ミリグラムOA当量

(平成27年3月6日食安発0306第1号厚生労働省医薬食品局食品安全部長通知)

※2 一定量：麻痺性貝毒は可食部1グラム当たり2MU

下痢性貝毒は可食部1キログラム当たり0.05ミリグラムOA当量

5 出荷自主規制の解除

貝毒検査の結果, 3回連続4MU/g以下又は2MU/g以下となった場合は, 判定会議を経て解除する。